

議題 3

【報告事項】特定空家等の認定基準について

今後、「多治見市における特定空家等の認定基準」の見直しをしていく方針であるため、報告するもの。

1. 概要

以下の状態にあると認められる空家等（特定空家等）のうち、(ロ)～(ニ)について、市が、具体的な判断基準を定める。

なお、(イ)については、すでに認定基準を定めており、運用しているところ。

(イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

(ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

(ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2. 特定空家等の認定に関する多治見市の認定基準と国のガイドライン

①多治見市における特定空家等の認定基準（資料 3-2 参照）

②『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』（資料 3-3 参照）

3. 多治見市における空家等の相談内容と対応する判断基準

